

令和5年度 地域活性化総合特別区域評価書

作成主体の名称：岡山市

1 地域活性化総合特別区域の名称

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区

2 総合特区計画の状況

①総合特区計画の概要

介護予防や要介護度の改善等を図る施策等を実施し、将来負担の抑制や、在宅介護を可能とする最先端の介護機器の活用による産業振興、在宅で安心して暮らすことができる地域包括ケアの実現、生涯現役社会の推進等を図ることにより、介護が必要になっても高齢者が住みなれた地域で暮らすことができる社会の実現を目指す。

②総合特区計画の目指す目標

当該特区は、高齢者が、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らしていくことを目指しており、在宅にフォーカスを当てた特区である。我が国が抱える急激な少子高齢化に伴う様々な課題について、同様の課題を持つ岡山市で将来負担の抑制・産業振興・地域包括ケアの発展・生涯現役社会の推進等を促し、来るべき超高齢社会を乗り越えることができる新しい社会経済モデルを構築することを目標とする。そして、この成功モデルを中四国に拡大していくとともに、日本型高齢化モデルとして欧米諸国や中国を始めとするアジアの国々に対して提示していく。

③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成 25 年 2 月 15 日指定

平成 25 年 11 月 29 日認定(令和 5 年 3 月 16 日最終認定)

④前年度の評価結果

ライフ・イノベーション分野 4.0 点

- ・インセンティブ事業やアウトカムの積極的な評価など興味深い取組が続けられているが、事業者の事務作業負担を軽減する工夫を行うことが取組の持続可能性や一層の拡大には重要だと思われる。
- ・個別領域において達成度合いに多少のバラツキはあるものの、全体としては十分な成果が上がっているように思われる。
- ・市民の実生活に直結した具体的数値目標を使用しているため他所に比べ自己評価が低いが、取組の内容はどれも充実しており、評価を高くした。継続的な取組を期待したい。
- ・評価指標（１）に関しては、目標値に未達であるものの、利用者の状態像改善を伴う介護給付費の抑制を目指す取組であるというその方向性を含めて評価したい。
- ・評価指標（４）は一定の成果を上げたものと評価する一方で、注目の高さを活かし

今後の一層の推進に期待したい。

⑤前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

これまで実施してきたデイサービス改善インセンティブ事業については、事業内容を簡素化して新たに「デイサービス取り組み表彰事業」として実施し、また訪問介護インセンティブ事業については、事業の中で行っている研修受講をオンライン・現地どちらでも受講可能とするなど、市内事業者の負担軽減に努めた。

総合特区全体としては、前年度に引き続き積極的な取組を行っており、特に評価指標（４）では更なる利用者の就労・社会参加活動の実現を図った結果、当初の目標を大きく上回る利用者数で活動を実現することができた。

⑥本年度の評価に際して考慮すべき事項

本特区の事業は、重症化しやすい高齢者（要介護者等）や感染症対策等の業務負担が増えている介護事業所等を対象としているため、新型コロナウイルス感染症の状況や介護事業所職員の負担等に留意しながら事業を遂行した。

なお、現行計画では本評価が初年度である。

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）

①評価指標

○ 急激に上昇する市民負担の伸びの抑制

評価指標（１）：介護保険給付費の抑制[進捗度 86%]

数値目標（１）－１：在宅要介護者に係る１人当たり介護給付費の抑制

（令和９年度 全国平均 103.5%）

〔当該年度目標値 105.5%、実績値 103.5%、進捗度 102%、寄与度 40%〕

数値目標（１）－２：訪問介護/居宅介護支援インセンティブ事業の参加事業所数

（令和９年度 60 事業所）

〔当該年度目標値 40 事業所、実績値 26 事業所、進捗度 65%、寄与度 40%〕

数値目標（１）－３：デイサービス取り組み表彰事業の参加事業所数

（令和９年度 100 事業所（累計））

〔当該年度目標値 60 事業所、実績値 57 事業所、進捗度 95%、寄与度 20%〕

○ 在宅での生活を促進する産業の集積

評価指標（２）：最先端介護機器等の活用による産業振興[進捗度 114%]

数値目標（２）－１：販路拡張支援事業の採択件数（令和９年度 70 件（累計））

〔当該年度目標値 42 件、実績値 55 件、進捗度 131%、寄与度 50%〕

数値目標（２）－２：介護機器貸与モデル事業の貸与件数

（令和９年度 1,250 件（累計））

〔当該年度目標値 1,050 件、実績値 1,021 件、進捗度 97%、寄与度 50%〕

○ 介護が必要になっても在宅で安心して過ごすことができる地域包括ケアの実現

評価指標（３）：在宅高齢者の増加と QOL の向上[進捗度 105%]

数値目標（３）－１：在宅要介護者の割合（令和９年度 90.0%）

〔当該年度目標値 88.0%、実績値 88.16%、進捗度 100%、寄与度 50%〕

数値目標（３）－２：S-WHO-5（精神的健康状態表）の平均得点

（令和９年度 11.0 点）

〔当該年度目標値 10.0 点、実績値 10.9 点、進捗度 109%、寄与度 50%〕

○ いつまでも生きがいを持って暮らしていける社会の構築

評価指標（４）：生涯現役社会づくりの推進〔進捗度 350%〕

数値目標（４）：就労・社会参加活動をした要支援・要介護者数

（令和９年度 50 人（累計））

〔当該年度目標値 10 人、実績値 35 人、進捗度 350%〕

②寄与度の考え方

数値目標（１）－１：在宅要介護者に係る１人当たり介護給付費の抑制〔寄与度 40%〕

〔寄与度の考え方〕介護給付費の抑制に向けた本特区の中心的な事業に関わる指標であることから寄与度 40%とした。

数値目標（１）－２：訪問介護/居宅介護支援インセンティブ事業の参加事業所数〔寄与度 40%〕

〔寄与度の考え方〕訪問介護・居宅介護支援（ケアマネ）における質の評価に関する指標であり、介護給付費の抑制という重要な指標である点から寄与度 40%とした。

数値目標（１）－３：デイサービス取り組み表彰事業の参加事業所数〔寄与度 20%〕

〔寄与度の考え方〕デイサービスにおける質の評価に関する指標であり、事業を簡素化して令和５年度から改めてスタートしたところであるため、寄与度 20%とした。

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む。）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

本特区では、主に高齢者の在宅生活の支援に向けて、高齢者の自立支援を推進してきた。その中で、例えばデイサービス改善インセンティブ事業を拡充させる形での訪問介護や居宅介護支援インセンティブ事業を開始するとともに、元となったデイサービス改善インセンティブ事業は事業内容の見直しや簡素化を行って「デイサービス取り組み表彰事業」として改めてスタートするなど、これまでの取組の成果や課題を踏まえながら、事業の見直し・拡充を実施していくことで、効率的な事業実施や一体的な効果検証を図っている。

④目標達成に向けた実施スケジュール

令和５年度から新計画に移行しており、介護機器貸与モデル事業や訪問介護インセンティブ事業といった従来からの事業を計画書に沿って進めていくとともに、新規で提案している規制の特例措置を踏まえた事業についても、各省庁との協議を整えた上で、早期の実施を目指していく。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

①特定地域活性化事業

①－1 地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業（地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発0609001厚生労働省老健局長通知））

ア 事業の概要

ロボット技術等を活用した最先端の介護機器は、高齢者の在宅生活の維持に効果が期待できる製品も見られるが、介護保険の対象にならないと、機器の普及が進まず、マーケットも拡大しにくいことから、結果的に在宅介護の支援や革新的な介護機器開発が発展しづらくなっている。そのため、介護保険給付の対象になっていない新たな介護機器を、岡山市においてモデル的に1割の利用者負担で貸与し、利用効果等のデータを収集して国へ報告することで、将来的に介護保険給付の対象として全国展開を図ることを目的とした事業である。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和4年度は、全国からの公募により選定した5機器で市民への貸与を行った。

平成26年1月からの事業実施以降、利用者は着々と増加し、令和4年度末までに延べ942人の利用に至っている。新たな介護機器が高齢者の在宅生活の維持に寄与しており、今後も更なる普及のため市民に周知していく。

②一般地域活性化事業

②－1 訪問看護・訪問介護事業者に対する駐車許可簡素化事業（「訪問介護等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」平成26年3月11日岡規第113号）

ア 事業の概要

訪問介護事業所等が利用者宅を訪問する際、駐車許可の手続面で制約や煩雑さがあり、また、利用者の緊急の求めに応じた訪問が想定されていなかった。協議後、手続を簡素化することで、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した駐車許可が可能となった。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成25年度の実現後、訪問介護事業所等の駐車許可の取り扱いが柔軟になったことで、事業所の負担が軽減し、高齢者の在宅支援体制の強化につながっている。

②－2 医療法人による配食サービスの実施事業（「医療法人の附帯業務について」（平成19年3月30日付医政発0330053号））

ア 事業の概要

医療法人による配食サービスの提供は認められておらず、患者の退院後の栄養管理等に課題があったが、医療法人による配食サービスが可能となった。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

平成26年度の実現後、新たに医療法人による配食サービスが5件開始されるなど、在宅療養者の栄養状態改善に寄与している。

③規制の特例措置の提案

③－１ 通所介護と訪問介護の人員基準一体化（令和５年春協議）

ア 提案の概要

通所介護と訪問介護の併設事業所において、人員基準の一体化、週４回以上の利用が見込まれる高齢者について報酬設定の包括化を可能とすることで、通所介護を中心に運営する介護事業者による訪問介護参入を促進し、ひっ迫する岡山市の訪問サービス需要充足の一助とする。

イ 国と地方の協議の結果

社会保障審議会介護給付費分科会にて複数の介護サービスを組み合わせる複合型サービスの創設について議論しているところ、提案のような訪問介護と通所介護の一体的な運営についても分科会での意見も踏まえて今後検討していくとの見解が示された。

③－２ 訪問介護による安否確認などの実施（令和５年春協議）

ア 提案の概要

訪問介護において、安否確認や健康チェックのみを実施した場合であっても介護給付費の算定を可能とする。

イ 国と地方の協議の結果

既存サービスや各種事業等（定期巡回・随時対応訪問介護看護、地域支援事業等）があるほか、親族や近隣住民、他の行政制度（民生委員等）等、地域資源等の活用も期待されていることを理由に、訪問介護で安否確認・健康チェックのみを実施した場合に、報酬として評価することは困難との見解が示された。

③－３ 通所介護の送迎における「居宅」の定義緩和（令和５年春協議）

ア 提案の概要

通所介護事業所の送迎先について、現行の「利用者の居宅」のみではなく「利用者の親族宅」等も含む取扱いとする。

※通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護も同様。

イ 国と地方の協議の結果

令和６年度介護報酬改定において、利用者の自宅と事業者間の送迎を原則とするが、運営上支障がなく、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所へ送迎することを可能とする取扱いを明確化した。

③－４ 訪問看護・訪問リハビリテーションの実施要件緩和（令和５年春協議）

ア 提案の概要

訪問看護・訪問リハビリテーションについて、利用者が小規模多機能型居宅介護事業所にいる場合であっても利用を可能とする。

イ 国と地方の協議の結果

小規模多機能型居宅介護事業所内は、居宅ではなくサービスの拠点であり、また、小規模多機能型居宅介護の利用者が自宅にてサービス提供を受けていない日時に、訪問看護や訪問リハビリテーションを受けることも可能であることから、このような状況を踏まえても、「小規模多機能型居宅介護事業所」を「居宅」に含むと位置付けることは困難との見解が示された。

③－５ 通所介護、地域密着型通所介護における利用者の社会参加や就労活動を評価する

加算制度の創設（令和 5 年春協議）

ア 提案の概要

通所介護事業所や地域密着型通所介護事業所の取組によって利用者が就労・社会参加活動する場が確保され、実際に利用者が参加するなど質の高い通所介護を提供する事業所の体制を評価した加算を創設する。

※（介護予防）認知症対応型通所介護も同様

イ 国と地方の協議の結果

提案内容に対応することは困難とされたが、厚生労働省は事業所における社会参加活動の実施状況と効果の把握や、社会参加活動に関する利用者のニーズ等の把握等について議論を行っていく予定であり、こうした議論等を踏まえ、必要に応じて丁寧な検討をしていくとの見解が示された。

③－ 6 訪問介護及び居宅介護支援における利用者の状態改善及び多職種連携を評価する加算の創設・拡充（令和 5 年春協議）

ア 提案の概要

特区の特例通知を元に、訪問介護及び居宅介護支援について、以下の加算を創設・拡充する。

- ① ADL 維持等加算を創設する。
- ② 生活機能向上連携加算において、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士の所属要件に県下職能団体を、連携先に管理栄養士又は歯科衛生士を、また算定方法に加算を分割して取得するか、一括して取得するか選択できる仕組みを追加する（居宅介護支援においては生活機能向上連携加算の創設を含む。）。

イ 国と地方の協議の結果

①は訪問介護、居宅介護支援事業所にて機能訓練等に従事する者の配置が無く、利用者の ADL 維持・改善に寄与したかどうかや、どのような取組を評価すべきかの判断が困難なため対応不可との見解が示された。

②は専門職との連携で利用者の自立支援・重度化防止につながるという定量的なデータ等に基づき、介護給付費分科会で議論されるべきであるため対応不可との見解が示された。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

①財政支援：評価対象年度における事業件数 0 件

<調整費を活用した事業>

該当なし

<既存の補助制度等による対応が可能となった事業>

①－ 1 通所介護サービスにおける質の評価に関する調査研究事業（老人保健健康増進等事業）（平成 25 年度要望結果：既存の補助制度等による対応が可能）

ア 事業の概要

介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の維持改善に努めている通所介護事業所へインセンティブを付与する事業。平成 25 年度に、本市から介護報酬において取組状況に応じた傾斜をつける事業を提案したが、まずは介護サービスの質を評価する指標を確立させるため、平成 25 年度から平成 27 年度までは老人保健健康増進等事業

補助金を活用して実施し、平成 28 年度以降は本市の単独事業として、令和 4 年度は地域支援事業として実施した。

イ 評価対象年度における財政支援の活用状況と目標達成への寄与

令和 4 年度は、本市と事業所が共同で策定した評価指標の達成状況に加え、利用者の状態像改善についても評価し、上位事業所に奨励金等のインセンティブを付与した。

事業に参加した事業所の方が不参加事業所より利用者の要介護度が低下し、介護給付費が削減するなど、事業効果が現れてきたことに加え、介護サービスの質を評価する指標が一定程度確立されてきた。

平成 30 年度並びに令和 3 年度介護報酬改定で「ADL 維持等加算」が創設、拡充されるなど、国の方針としても、介護サービスの質を評価することについて前向きに進んでおり、本市もこれを受けて、アウトカム評価指標を加算と同様の指標に修正するなどの対応を取っている。

ウ 将来の自立に向けた考え方

令和 4 年度から地域支援事業として実施した。

②税制支援：評価対象年度における適用件数 0 件

地域活性化総合特区を対象とする税制支援が平成 29 年度末で廃止されたことから、該当なし

③金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数 0 件

該当なし（活用が見込める事業が無いため）

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙 3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

令和 5 年度は、医師会と協働で地域毎に在宅医療・介護等の施策を検討・推進するワーキングの設置、ICT ツールを活用した多職種間での情報共有を推進する研修、潜在看護師を掘り起こして訪問看護の従事者を増やすための研修、退院支援に関わる病院職員を対象に退院支援サービスの質の向上を図る研修、訪問薬剤管理指導を行う薬局・薬剤師を増やす取組として特定の認定要件を満たした薬局を市の認定薬局として認定する事業、地域別に在宅医療・介護に携わる多職種が集い、相互理解・連携・ネットワークづくりの促進を目指す事業、市民向けとして在宅医療・介護、ACP（Advance Care Planning：将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にその家族や近い人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い本人による意思決定を支援するプロセスのこと。）の意識啓発のための市民公開講座や出前講座等の開催など、医療・介護連携や在宅療養の推進を目的として様々な取組を実施した。

高齢者の在宅生活維持へのニーズは非常に高く、今後も更なる増加が見込まれてい

る。これらの取組は、そういった要望に対応していくと同時に、介護保険給付費の軽減も実現するものとして推進しており、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指している。

7 総合評価

令和5年度は、新計画の初年度となっており、「高齢者活躍推進事業」、「訪問介護インセンティブ事業」、「認知症情報共有事業」、「介護機器貸与モデル事業」及び「デイサービス取り組み表彰事業」を実施した。

「高齢者活躍推進事業」については、介護事業所等を対象とするワークショップなどを開催し、昨年度から3増となる計7事業所でモデル事業所としての取組を行い、通所介護における機能訓練として様々な就労活動を行って複数の実施事例を得ることができた。取組内容は地元紙やテレビ局での取材を受けるなどして多くの反響を得たと考えている。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら継続実施し、介護事業所における社会参加・就労的活動の普及・拡大を図っていききたい。

「訪問介護インセンティブ事業」では、訪問介護事業所とリハビリ・口腔・栄養専門職を連携させ、各専門職が利用者宅へ同行訪問した。これまではリハビリ専門職との連携に限られていたが、令和5年度から連携職種に口腔・栄養専門職を追加している。同行訪問時には、専門職が利用者のアセスメントを行い、訪問介護員へ助言を実施することで、利用者の状態像の維持改善を図ることができた。さらに、訪問介護員を対象とした利用者の自立支援に関する研修会を開催することにより、訪問介護員に対し、自立支援（利用者の状態像の維持改善）の重要性について意識付けを行った。令和6年度からは対象のインセンティブ事業として新たに「ケアマネインセンティブ事業」を実施する予定としており、今後も積極的に利用者の状態像の維持改善を図っていききたい。

「認知症情報共有事業」については、平成30年度から事業を開始し、免許更新時の認知機能検査で「認知症の恐れあり」と分類された高齢者に対して送付している臨時適性検査の通知等に、本市が作成した認知症に関する相談窓口の資料を同封してもらっている。認知症高齢者への対応として、福祉行政と警察行政の連携の第一歩となっており、今後もこういった連携を一層深めていけるよう取り組んでいきたい。

「デイサービス取り組み表彰事業」は、平成26年度から令和5年度まで実施した「デイサービス改善インセンティブ事業」の内容を簡素化した上で改めてスタートした。令和5年度は初年度として57事業所が参加して実施した。引き続き、本事業を推進することで、利用者の状態像の維持改善や介護給付費の抑制を図っていききたい。

「介護機器貸与モデル事業」も引き続き順調に利用者を伸ばしている（平成25年度以降の累計利用者1,021人）。最先端の介護機器について、その利用効果等を元に、従来通り福祉用具の対象化を目指すのみに留まらず、加算の要件の一部とする等、「介護従事者の働き方改革の実現（介護ロボット普及推進事業）」と同様に、様々な形での制度化を国に提言していききたい。

なお、これらの特区事業における事業の実施は、本市の先進的な取組に関するPRの機会となっており、全国からの視察や講演等の依頼も毎年多数来ている（令和5年度は16件。特区指定以降11年間の累計で278件。）。

引き続き、従来の取組を更に洗練していくとともに、事業の実施により把握した成果や課題を、国への提言や事業見直し等に活用しながら、最終目標である「介護が必要になっても高齢者が住みなれた地域で暮らすことができる社会の実現」を目指していく。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価指標(1) 介護保険給付費の抑制	数値目標(1)－1 在宅要介護者に係る1人あたり介護給付費を抑制	目標値	全国平均105.5%	全国平均105.0%	全国平均104.5%	全国平均104.0%	全国平均103.5%
		実績値	全国平均106%	全国平均103.5%			
	寄与度:40(%)	進捗度(%)	102%				
	代替指標又は定性的評価の考え方						
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	訪問介護インセンティブ事業やケアマネインセンティブ事業での取組を通じて、本総合特区の本旨とも言える介護保険給付費の抑制を目指すもの。訪問介護インセンティブ事業は令和元年度から実施しており、ケアマネインセンティブ事業は令和6年度からの実施予定としている。両インセンティブ事業の取組により、岡山市の訪問介護サービスにおける質の向上や、在宅要介護者に係るより良いケアマネジメントの実施が見込まれている。その結果、利用者がより質の高いサービスを受けることで状態像の改善に伴う在宅生活の維持が実現され、在宅要介護者に係る1人あたり介護給付費の抑制に寄与するものとする。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等	訪問介護・ケアマネインセンティブ事業により、在宅要介護の状態像の維持改善が図られ、利用者1人あたりに係る介護給付費が全国平均の水準まで少しずつ近づいていく(改善する)と考えている。最終的には、全国平均より3.5%増の水準まで改善させることを目指す。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	令和5年度は全国平均より2.0%低いという結果となり、目標値を上回る結果となった。これは、現行で実施している訪問介護インセンティブ事業の効果に加えて、これまで本総合特区の開始から現在まで様々な取組を継続してきた結果、市内介護サービス事業者に良い影響が与えられた成果であると考えられる。今後も引き続き積極的な事業実施に取り組む。					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価指標(1) 介護保険給付費の抑制	数値目標(1)ー2 訪問介護/居宅介護支援 インセンティブ事業の 参加事業所数	目標値	40事業所	45事業所	50事業所	55事業所	60事業所
		実績値	24事業所	26事業所			
	寄与度:40(%)	進捗度(%)	65%				
	代替指標又は定性的評価の考え方						
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	平成30年春協議により、地域支援事業を活用して事業実施することが可能であると示されたため、制度設計・評価指標の策定・訪問介護に同行するリハビリ専門職(OT・PT)の確保・訪問介護事業所への事業周知等の準備を行い、令和元年度から事業を実施している。 令和5年度からは訪問介護に同行する専門職に歯科衛生士・管理栄養士を追加し、更に充実した事業を展開している他、令和6年度からは居宅介護支援(ケアマネ)事業所を対象とした同趣旨の事業を開始する予定としている。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	以下の事業を実施することにより、目標である介護保険給付費の抑制につながることを目指す。 ・訪問介護インセンティブ事業 ・ケアマネインセンティブ事業 訪問介護やケアマネジャーがリハビリ・口腔・栄養専門職と連携を強化することで、利用者の自立を支援する事業。具体的には、訪問介護のサービス提供時やケアマネジャーのモニタリング時に、各専門職が同行訪問し、利用者のアセスメントを踏まえてヘルパーやケアマネジャーに助言を行う。また各専門職が利用者の状態像を調査し、その維持改善度合いが高い介護事業所に奨励金を付与する。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	依然として新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業参加を見送る訪問介護事業所が複数あり、目標値を達成することができなかった。令和6年度も多職種連携時の接触を拒む観点から参加を見送る事業所が見られるものの、ケアマネインセンティブ事業の開始や、連携職種に歯科衛生士や管理栄養士を加えたことなど事業内容見直しの広報などを通じて今後の参加事業所数増加につなげていきたい。					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価指標(1) 介護保険給付費の抑制	数値目標(1)ー3 デイサービス取り組み表彰事業の参加事業所数	目標値		60事業所	70事業所	80事業所	90事業所	100事業所
		実績値		57事業所				
	寄与度:20(%)	進捗度(%)		95%				
	代替指標又は定性的評価の考え方							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		以下の事業を実施することにより、目標である介護保険給付費の抑制を目指す。 ・デイサービス取り組み表彰事業 介護サービスの質を評価し、利用者の状態像の改善に努めている事業所にインセンティブとして表彰状や奨励金を付与する事業。事業所のサービス提供の体制(ストラクチャー)や内容(プロセス)に加え、利用者の状態像の維持改善状況(アウトカム)も評価する。当該事業は「デイサービス改善インセンティブ事業」を前身としており、介護保険サービスにおける「ADL維持等加算」の創設を踏まえて更なる取組の充実を図るとともに、岡山市内のデイサービス全体の更なる質の向上を目指す。この取組によって、利用者はより質の高いサービスを受けられるようになることで状態像の改善に伴う在宅生活の維持が見込まれ、介護給付費の抑制に寄与するものとする。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		デイサービス取り組み表彰事業は、「デイサービス改善インセンティブ事業(平成26年度～令和4年度)」の内容を簡素化した事業であり、従前課題となっていた事業所負担を軽減している。デイサービス改善インセンティブ事業の結果を元に「ADL維持等加算」が全国的な制度として創設されたものの、加算を取得する事業所数は十分でないため、同趣旨の本事業も並行して実施することで、市内事業所でこれまで培われてきた介護サービスの質を維持・改善させることを目指す。令和5年度は60事業所を目標として、最終年度(令和9年度)は100事業所の参加を目指す。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		目標値60事業所に対して実績値が57事業所となり、目標値を達成することができなかった。しかし、達成率は95%と比較的良好であったと考える。引き続き市内事業所への参加呼びかけを通じて来年度の目標値達成に向けて取り組みたい。					
	外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(2) 最先端介護機器等 の活用による産業 振興			当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標(2)－1 販路拡張支援事業の採 択件数	目標値	35件	42件	49件	56件	63件	70件
		実績値	42件	55件				
	寄与度:50(%)	進捗率(%)		131%				
	代替指標又は定性的評価の考 え方							
	目標達成の考え方及び目標達 成に向けた主な取組、関連事業		下記二つの取組を推進することで、当該評価指標の達成を図る。 ①販路拡張支援事業 本市の医療・福祉分野等における新産業の創出・育成により、本市の経済を活性化するため、岡山県外で開催される展示 会等への出品を補助する事業。 ②介護機器貸与モデル事業 現行の介護保険制度では福祉用具の対象となっていない機器について、岡山市でモデル的に貸与することにより、将来的 に介護保険の対象として全国展開を図ることを目的とした事業。岡山市でモデル的に貸与し、実績効果を算出することが全 国展開へのルートの一つとなることから、対象機器の公募選定の際には全国から数多くの申し込みがあった。また、対象と なった機器メーカーは、岡山市に事業所を構え貸与を行うため、岡山市への産業集積の促進も期待できる。					
	各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等		当初年度(令和4年度)は42件の実績であった。これを増加させていくことを目標として、最終的に70件(累計)を目標とする。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗 が遅れている場合の要因分析)		令和5年度の目標値42件に対して、実績値は55件(進捗率:131%)となり、目標値を達成することができた。これは、ヘルス ケア分野での積極的な対外PRが恒常的に実施できているためだと考えられる。今後はよりいっそう岡山発の製品を積極的 にPRし、販路拡大へつなげることで、産業振興を図っていきたい。					
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(2) 最先端介護機器等の活用による産業振興			当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標(2)－2 介護機器貸与モデル事業の貸与件数	目標値	1,000件	1,050件	1,100件	1,150件	1,200件	1,250件
		実績値	942件	1,021件				
	寄与度:50(%)	進捗率(%)		97%				
	代替指標又は定性的評価の考え方							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		下記二つの取組を推進することで、当該評価指標の達成を図る。 ①販路拡張支援事業 本市の医療・福祉分野等における新産業の創出・育成により、本市の経済を活性化するため、岡山県外で開催される見本市等への出品を補助する事業。 ②介護機器貸与モデル事業 現行の介護保険制度では福祉用具の対象となっていない機器を、岡山市においてモデル的に貸与することで、将来的に介護保険の対象として全国展開を図ることを目的とした事業。岡山市でモデル的に貸与し、実績効果を算出することが全国展開へのルートの一つとなることから、対象機器の公募選定の際には全国から数多くの申し込みがあった。また、対象となった機器メーカーは、岡山市に事業所を構え貸与を行うため、岡山市への産業集積の促進も期待できる。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等		介護機器貸与モデル事業の利用件数を増加させていく。当初年度(令和4年度)時点で942件であったため、令和9年度の目標を1,250件と設定し、年間50件ずつの増加を目指す。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		令和5年度は目標値1,050件に対し、1,021件の実績となり、進捗率は97%となった。事業開始から年月が経過し、新たな利用者の掘り起こしが難しくなっているが、介護認定通知書への同封や市内の福祉事務所での周知により、着実に利用者は増加している。引き続き、利用者の増加をはかり、高齢者の在宅生活維持のための支援強化及び介護機器等による産業振興を目指していく。					
外部要因等特記事項								

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価指標(3) 在宅高齢者の増加 とQOLの向上	数値目標(3)－1 在宅要介護者の割合	目標値	88.0%	88.5%	89.0%	89.5%	90.0%
		実績値	88.06%	88.16%			
	寄与度: 50(%)	進捗度(%)	100.18%				
	代替指標又は定性的評価の考え方						
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業 在宅高齢者の割合を向上させることは、本特区全般に共通した目的である。 そのため、在宅に特化した本特区関連事業の推進を図ることで、在宅高齢者の増加に寄与すると考えている。 ・訪問介護インセンティブ事業 ・ケアマネインセンティブ事業 ・デイサービス取り組み表彰事業 ・介護機器貸与モデル事業 ・高齢者活躍推進事業 ・認知症情報共有事業 ・医療法人による配食サービス実施事業 ・訪問看護・介護事業者に対する駐車許可簡素化事業						
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標 岡山市における「在宅要介護者の割合」について、割合算出に必要な数値(居宅介護(介護予防)サービス受給者数、地域密着型介護(介護予防)サービス受給者数など)は岡山市で毎月把握しており、毎年度、実績値の算出を行う。 在宅要介護者の割合を増加させていくことで、高齢者が住み慣れた地域で生活できる社会の実現を目指す。						
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析) 令和5年度は目標値を達成することができた。これは、前年度と比較して施設高齢者の人数が横ばいだったのに対し、在宅高齢者の人数が400人程度増加(+約1.2%)したためであり、総合特区で実施している各事業や、地域独自の取組が功を奏したと考えられる。今後も引き続き総合特区の各事業や、地域独自の取組を推進し、在宅介護の環境整備に努めていきたい。						
	外部要因等特記事項						

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(3) 在宅高齢者の増加 とQOLの向上			当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	数値目標(3)－2 特区事業参加者のS- WHO-5(精神的健康状 態表)の平均得点	目標値	11点	10.0点	10.3点	10.5点	10.7点	11.0点
		実績値	9.9点	10.9点				
	寄与度:50(%)	進捗度(%)		109%				
	代替指標又は定性的評価の考 え方							
	目標達成の考え方及び目標達 成に向けた主な取組、関連事業		本指標の把握には、高齢者活躍推進事業に参加する事業所の利用者に実施する、S-WHO-5(精神的健康状態表)調査の 得点(15点満点)を活用する(調査対象件数は約40件)。 なお、S-WHO-5(精神的健康状態表)はWHO-5(25点満点)の簡略版であり、5つの調査項目からなるもので、こころの健康 度を測るための標準化されたスケールである。本市ではこのスケールを持って「QOLの向上」を図ることとしている。					
	各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度 の目標		当初年度(令和4年度)はデイサービスインセンティブ事業に参加する事業所を対象に調査していたが、当該事業が令和4 年度で終了したため、令和5年度からは高齢者活躍推進事業に参加する利用者のS-WHO-5調査の得点を活用する。 第2期は9.9点が最高だったが、利用者が就労・社会参加活動に参加することでこれまでよりも更に心身への好影響が生じ ると考え、第3期では11.0点を目指す。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗 が遅れている場合の要因分析)		令和5年度は目標値10.0点に対し、実績値が10.9点となり、目標値を上回ることができた。これは、高齢者活躍推進事業を通 じた利用者の就労・社会参加活動への参加が、利用者の心身に良い影響を与えている証左と言える。今後は引き続き当該 事業を着実に推進していく。					
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		当初(令和4年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価指標(4) 生涯現役社会づくりの推進	数値目標(4) 就労・社会参加活動をした要支援・要介護者数	目標値	10人	20人	30人	40人	50人
		実績値	4人	35人			
	寄与度:100(%)	進捗度(%)	350%				
	代替指標又は定性的評価の考え方	平成30年春協議により、厚生労働省の老健事業を活用した、社会参加活動が高齢者に与える効果等を検証する協議会に岡山市が参画し、そこで見られる効果を元に事業を実施していくこととなった。 令和3年度からは実際に市内デイサービス事業所をモデル事業所として選定し、利用者が地域での就労や社会参加活動を実施できるよう取り組んでいる。 今後はモデル事業所で就労・社会参加活動を実施できる利用者数を着実に増加させていきたい。					
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	以下の事業を実施することにより、目標である生涯現役社会づくりの推進を目指す。 ・高齢者活躍推進事業 高齢者が、介護が必要な状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことが出来るよう、身体状態の維持改善に留まらず、就労等の社会参加活動への参加等による自立を支援する。そのためにも、活動ができる場に介護サービスの中でも参加できるよう目指し、総合特区で活動の場や利用者参加の促進を行う。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	令和4年度はモデル事業所を合計4事業所として事業に取り組んだ。当初(令和4年度)は実際に就労・社会参加活動を実施した利用者数が4名だったが、市が就労・社会参加活動の掘り起こしや他事例の紹介などを通じてモデル事業所と二人三脚で事業を行うことで就労・社会参加活動をした要支援・要介護者数の増加を図っている。 最終年度(令和9年度)には、市内で50人の要支援・要介護高齢者が就労・社会参加活動に取り組むことを目指す。					
	進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	令和5年度は目標値10人に対して実績値35人と十分な成果を上げることができた。特に、実施事例については、要介護高齢者の社会参加として地元紙やテレビにも複数回に渡って取り上げられ、一定の成果を挙げたものと言える。 今後も引き続き事業に取り組むとともに、介護事業所における就労等の社会参加活動の取組の更なる推進を着実に図っていく。					
外部要因等特記事項							

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価

規制の特例措置を活用した事業

特定(国際戦略／地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業	数値目標 (1)(2)(3)	規制所管府省名:厚生労働省 ☐ 特例措置の効果が認められる ☐ 特例措置の効果が認められない ⇒☐要件の見直しの必要性あり ■ その他 <特記事項> 介護保険の対象種目の追加については、介護保険福祉用具・住宅改修検討会において、その是非や内容等を検討しているところであるため、岡山市において特区を活用し、在宅高齢者への支援の有効性があると考えられる種目については、この枠組において提案することも関係者間で検討されたい。

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)
介護ロボット普及推進事業 (介護従事者の働き方改革の実現)	数値目標(2)(3)	無	令和元年度から介護事業所に対する介護ロボットの貸与を実施した。今後は貸与の状況や国の動向等を見据えながら、事業の継続について検討していく。
訪問介護インセンティブ事業	数値目標(1)(3)	有	令和元年度から訪問介護事業所とリハビリ専門職の連携を実施した。今後は参加事業所の状況や国の動向等を見据えながら、事業の継続について検討していく。
認知症情報共有事業	数値目標(3)	有	平成30年3月から岡山県警察協力のもと、事業を開始した。今後は適宜書類の修正等を実施しながら継続していく。

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)
該当なし	—	—	—

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

財政・税制・金融上の支援措置

財政・税制・金融支援措置の状況

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

規制緩和・強化等

規制緩和・強化

取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
該当なし	—	—	—	—

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
地域別多職種連携事業	在宅医療・介護に携わる多職種の相互理解・連携・ネットワーク構築の場（地域別多職種連携会議）を設け、在宅医療・介護連携の推進、質向上、切れ目のないサービスが提供できる仕組みづくりを、身近な地域単位で推進。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 延べ参加者 432人	岡山市
訪問看護ステーション体験研修事業	潜在看護師を掘り起こすなど、訪問看護の従事者の増加や定着を図るための研修を実施。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 延べ受講者数 31人	岡山市
退院支援職員研修	退院支援に関わる病院職員を対象に、多職種連携の方法や課題の検討、情報共有を実施し、退院支援サービスの質の向上を図る研修会を実施。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 延べ受講者数 78人	岡山市
在宅療養支援強化研修	本人の状態に応じた医療的ケア等の必要な支援が受けられるよう、市内の介護支援専門員に在宅医療に関するケアマネジメントの向上を図るための研修会を開催。修了要件を満たした事業所及び参加者へ、修了書を交付。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 修了者 135人	岡山市
岡山市認定在宅介護対応薬局事業	県薬剤師会の在宅可能薬局等に登録済みの薬局で、本市が定める認定要件を満たし、市薬剤師会が推薦した市内開設薬局を対象に、「岡山市認定在宅介護対応薬局」として毎年度認定し、訪問薬剤管理指導を行う薬局・薬剤師を増やす取組を進めている。認定薬局には、認定証及び認定シールを交付。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 認定薬局数 128薬局	岡山市
市民出前講座等普及啓発事業	市民が、住み慣れた地域で最期まで暮らしていけるように、在宅医療・介護や、終末期における本人や家族の納得のいく医療やケアが受けられるようACP（Advance Care Planning：将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体にそのご家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセスのこと。）の意識啓発を行うため、市民公開講座や出前講座等を開催。	数値目標（１）（３）	令和５年度実績 実施回数 74回 延べ参加者数 2,003人	岡山市

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	令和５年度は新型コロナウイルスの影響等も依然として残りながら、医療福祉戦略室にて市内の豊富な医療・福祉資源や先進的な取組等について、展示会や視察の受け入れ等で情報発信を行うとともに、オンラインや動画等の活用を通じて、総合特区の情報発信を図った。地域ケア総合推進センターにおいては、医療介護連携等の情報発信や在宅療養を維持していくため市民・専門職からの相談対応・事業実施などを行った。
民間の取組等	—